

## 議 事 録

件 名	第 1 5 回（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議
日 時	平成 2 4 年 9 月 1 1 日（火）午後 6 時 3 0 分から
場 所	登別市民会館 2 階 小会議室
会議内容 (質問等)	<p>○会長挨拶</p> <p>会 長： 皆さんお晩でございます。それでは第 1 5 回（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議を始めたいと思います。よろしくお願いたします。今日は第 2 5 条からという事で、いよいよ確認作業も大詰めに来ております。皆さんの頑張りでここまで来ましたので、最後までご協力お願したいと思います。</p> <p>○資料の説明と質疑応答</p> <p>会 長： 第 1 5 回市民会議条例案検討資料を見て頂きたいと思います。今日は第 4 章行為の制限第 1 節景観・自然遺産区域内での行為という事で、第 2 5 条行為等の届出から入って行きます。最初に書いてある部分が素案の原文です。次に青字で書かれているのが委員のみなさんから出された意見です。読んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は市民の皆さんやお客さんに対しての社会的責任から率先して協力しなければならない。自分の土地だからと安易に考えず、気を使わなければならない部分が出てくると思う。</li> <li>・条例の素案では、どこまでが軽易な行為と認められるのか分からない。別に定める届出審査基準で分かるように出来るのか。建築物の大きさや色は、この会議ではなくて別に専門家が集まって判断する事になるのか。</li> </ul> <p>というようなご意見を頂いておりました。次の赤字の部分がリーダー会議で出された意見です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 項の「ただし、国等が行う事業はこの限りではない」という記載が各条文にあるが、この記載は一括して別途、条文化した方が良い。</li> </ul> <p>という意見がリーダー会議で出ましたので、それらを踏まえたものが茶色で書いている修正案であります。</p> <p style="text-align: center;">第 2 5 条リーダー会議修正案（行為等の届出）</p> <p>1. 景観・自然遺産区域内において、次の各号に掲げる行為（以下、「行為等」という。）をしようとする者は、行為等の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日、その他規則で定める事項をあらかじめ市長に届け出なければならないとし、素案にあった続きの部分「ただし、国等が行う事業はこの限りではない。」という文言を削除しました。その為、どこか別の部分に条文を追加し、</p> <p style="text-align: center;">第〇〇条 (国等が行う事業に係る届出)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第〇条、第〇条及び第〇条で規定する届出行為については、国等が行う事業の場合はこの限りではない。</li> </ul> <p>というようにまとめ、リーダー会議の修正案として出させて頂きました。例えば、3 ページの第 2 節モデル地区等の区域内等での行為、第 2 8 条第 1 項に</p>

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>も、「ただし国等が行う事業はこの限りではない。」とありますし、5ページの第29条にも謳われております。これらをまとめて条文化する事で何度も同じ事を謳わなくて済むという事です。皆様から簡素化しようですか、分かりやすくしようという事を最初に言われておりましたので、簡素化した訳ですけども、どうでしょうか。</p> <p>A 委員： 全体が統一性を持ってそういう方針になれば、見やすく良いのではないかと思います。</p> <p>会 長： 何回も出てくると、くどくなると思いますので、よろしいでしょうか。それから、意見等にありました建築物等の定義についてであります。建築基準法というものがありますので、事務局に説明して頂きたいと思います。</p> <p>事務局： 以前、犬小屋なんかでも建築物になるのかというお話が出ていたので、そういった部分の定義を調べてみました。この自治推進委員会の条例案においても、第3条に用語の定義が出ており、建築基準法第2条第1号に規定する建築物及び建築物以外の工作物で規則で定めるものをいうと定義付けています。それで、建築基準法でいう建築物というものは何かという事で、資料の2ページ目に緑色で書いていますが、建築物というものは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱、もしくは壁を有するもの、これに附属する門若しくは扉となっており、前提条件が土地に定着する工作物のうちという事ですので、土地に定着していなければ、建築物ではないという事になり、犬小屋とかは土地に定着しているような物ではないので建築物とみなさない。ただ犬小屋でも、がっちりとした基礎を作った物については建築物になるのではないかという見解です。ですから、景観・自然遺産区域内という事に限定している事もありますので、それらがどういった建築物であっても建築基準法に合致する物であれば届出した方が良いのではないかという考え方から、こういった規定にしていると思います。</p> <p>会 長： 何かご質問はございますか。その他リーダー会議ではどうでしたか。</p> <p>B 委員： その他ですか。小さい事かも知れませんが、第2号に木竹の伐採という文言があります。今回我々は緑の条例も並行しておりますので、その緑の条例に該当するようなエリアといいますか、ここでは具体的には景観・自然遺産区域内になると思いますが、この中で木竹の伐採という事で、いかにも本州的な感じがするのです。当然、草花なんかも景観・自然遺産区域内にはあるはずで、こういったものもこの木竹という言葉の中に含まれるのかどうなのかという話がちらっと出ました。植物の伐採、あるいは採掘のような表現でなくても良いのかという事もあり、植物全体が木竹という言葉で代表されるのかどうかという事についての議論がありました。</p> <p>会 長： どうでしょうか。木竹という表現の中に草花が含まれるのかどうか、草花も含めて景観・自然遺産なのではないかという事ですけれども。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>B 委員： 草花は樹木と違って1年で消えて行くものが相当ありますので、難しい部分 はありますね。</p> <p>会 長： B委員がおっしゃいましたように、一年草とかどこまで管理出来るのかとい う問題がありますので、そういう意味で入っていないのか。他市の条例を見る と木竹となっているので、そこから引用したのかなとは思いますが、その辺を 考慮したのかどうかは分かりません。この表現で問題ないですか。木竹の中に 草花を含めるという事にするのか、そういう意味ではないという事なのか、言 葉の定義でしっかりと明記した方が良いでしょうか。</p> <p>C 委員： 分からないのですが、木竹っていうとやはり草花は含まれないと思います。 景観・自然遺産区域だから在来種を大切にするとかという事も大事ですよ。 枯れてもまた次の年に出てくるものもありますので。採掘という事が話されて いましたけれども、木の類ではなく、草花の関係で、やはりしっかりと明記し なければ駄目なのではないでしょうか。何か良い言葉はないでしょうか。</p> <p>会 長： 管理という事が出来るのでしょうか。その年に見えなくなってしまうといっ た問題もありますし。</p> <p>D 委員： 例えば、オロフレ山溪の方でしたら、壮瞥町になるのか登別市になるのか分 からないのですが、チングルマやシラネアオイとかの鉱山植物は有名ですね。 それは毎年咲きます。盗掘も結構されているのですけれども。あと町の方です と、登別東町の公園にミズバショウや色々な草花が咲いていますよね。それは 枯れますけれども毎年時期になると出てくるものです。</p> <p>会 長： どんな花が何本とかではないですよ。そのエリアですよ。</p> <p>D 委員： 私は植物は専門外なのであまり分からないのですけれども、野草にするのか、 植物にするのか、植物にすれば樹木も入ってしまうので、そこら辺適切な言葉 は浮かばないですね。</p> <p>会 長： 定義の中に含むという事も出来るかもしれませんが。それが他市とは違う意 味合いとなっても。ただ内容としては草花も大切なものがあるという事を認識 してもらうには、条文の中に入れた方が良いでしょう。</p> <p>A 委員： 在来種に限定するのか、草花なら何でも含めてしまうのが予想が付かない ので、ちょっと気に掛かります。</p> <p>C 委員： タケノコとかフキノトウも入りますよね。エリアで決めてしまうと。持ち帰 るとかは駄目ですよ。国立公園内とかは実際は駄目な事になっていますよね。 素人だと種類を言われても難しいですよ。</p> <p>D 委員： 例えば、登別温泉の地獄谷の日和山の裏の原生花園という所があるのですが、 一応きちんとしたお花畑なのですからけれども、この花は良いけれど、この花は駄</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>目だという表示はしていません。「このエリア内の植物は」のような感じで、その中で特に目立つお花の種類は看板に挙げていますけれども。多分そういう扱いにしなければ、これは良くてこれは駄目だというのはすごく大変ではないかと思えます。</p> <p>会 長： 雑草の草刈りとか、そういうものはどうなのでしょう。</p> <p>D 委員： そうですね。何を持って雑草とするのかというのも問題になりますね。</p> <p>会 長： ぼうぼうになったらそのまま良いのか。そうすると簡単には管理出来ないと思えます。</p> <p>D 委員： 草刈りも本当に難しいのですよ。やはり順番に野の花は咲きますから、本当に管理は大変だと思います。</p> <p>C 委員： 道路用地内の草刈りとかは仕方無いでしょう。それ以外は一切駄目でも良いのでしょうか。</p> <p>D 委員： 外来種なんかはどうでも良いのも沢山ありますけれども。</p> <p>会 長： いつの間にか外来種も拡大して行きますので、それはそのまま良いのかという事もあるかも知れませんが、それが自然の動きであり、手を出せなくなるというか、簡単には出来ないという事です。ちょっとこの辺は難しいですけど、草花という部分も考えなくてはならないという事にしておきますか。最後のまとめに入りますけれども、このような意味のものを条文化するという方向性でよろしいでしょうか。</p> <p>D 委員： ちょっとよろしいでしょうか。具体的な例でいうと鷺別岬がありますけれども、あそこは5月になると、シラネアオイが結構群生するのです。この区域には、このような大事な山野草があるという事をきちんと定義付けしなければいけないと思えます。エリアの中の外来種でも在来種でも全部同じ扱いをしてしまったら、在来種のような弱いものは、いつの間にか無くなってしまいます。外から入ってくるものはすごく強いのですよ。だからそのエリアの価値観をきちんと決めて、これを守って行く為には、これを除けなければならないという、そういう事を明記しなければ、大切なものが残って行かなくなるのではないかという懸念があるような気がします。</p> <p>E 委員： 第7号に、その他規則で定める行為とありますので、その時々で考えるしかないのではないのでしょうか。今あっても来年は無いかも知れないですし。今定める事は出来ないと思えます。</p> <p>会 長： 第7号にそういう一項目を入れるのか、いずれにせよ草花についてもやはり大事にして行くという事は入れた方が良くという事だと思います。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>F 委員： 草花というのを条文に明記した方が、登別らしさが出て良いとは思いますが、条文の上では包括的な形で出しておいて、いずれにせよ役所の方に届出をして、役所の方でここにはこういう貴重なものがあるので手を付けないで下さい、というような指示というかやりとりが恐らくあると思います。そうであれば大まかなイメージでの条文化で良いのかなと私は思いました。</p> <p>会 長： 条例の中に草花の部分もしっかりと入れるという事でよろしいでしょうか。</p> <p>G 委員： 自分では予想は付かないのですが、ここを触れない事によるデメリットというか、どういう不都合が具体的に起きてくるのかという事と、きちんと書き込んだために困る事が起きないか、ちょっと分からないのです。例としては良いのかは分かりませんが、ありがたい事に野鳥の会に参加させて頂いて、一度忘れられない事がありました。野鳥の話をして頂いている時に、その方から、タンポポには二つの種類がありますが違いが分かりますかと言われたのです。こっちは西洋タンポポで、こっちは日本タンポポだ、違いはこうだと言われたのです。ほとんど日本タンポポは無いと言っていました。たまたまそこに日本タンポポがあったからその人は言ったのですけれども、それは西洋タンポポが強いから、どうしても西洋タンポポに押されてしまい、日本タンポポは無くなるというお話を聞いたのです。帰ってから家の周りを見ても、日本タンポポと思えるものは無いです。その結果それが困るのかといえば、日常生活には困らないのだけれども、そういう事が起きて結局は強いものが勝って行く事が駄目なのか、もしかしてそういう問題が現実起きたとしても、放って置くというか知らないふりをするというか、そのような事で重大な問題が起きないのであれば、あえて触れないという手もあると思います。知っていて触れないというのは卑怯な面もあるとは思いますが、触れたために後で他の事が拘束され、困った事が起きた時には、直さなければならなくなると思います。そのような事から、あまり良い考えではないかも知れませんが、触れないでおくという考えは駄目でしょうか。</p> <p>会 長： こういうご意見が出ましたがどうでしょうか。</p> <p>D 委員： B委員はキウシト湿原の扱いについてはどうしているのですか。取り組まれている事というのは、どういうものなのでしょう。</p> <p>B 委員： 何についての事ですか。</p> <p>D 委員： 要するに湿原の再生とか、外来種の除去に取り組まれていますよね。ですから、具体的に取り組みの一例として、そういう点についてお話して頂きたいです。</p> <p>B 委員： 外来種についてという事であれば、定期的にオオハンゴンソウでありますとか、オオアワダチソウでありますとか、そういったものを会員皆で駆除しており、実はこの間の日曜日にも駆除したばかりであり、もう10年以上続けています。その他の外来種についても見つけ次第、手で抜いているというような感</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>じで、息の長い取り組みとなっております。そうしないと外来種は繁殖力が強くすぐに復活しますので、それは気長に取り組んでやっております。今の問題は、条文に植物についての記載はやめようという話ですよ。</p> <p>会 長： そうですね。載せる事によって問題が出てくる場合もあるのではないかと考えています。</p> <p>D 委員： タンポポのように勢力が強くて、私たちの力で何とか阻止しようというのは、確かに火の勢いが強くて、もう消火出来ないという状況ですね。例え私たちの力が弱くても、私はやはり北海道代々の山野草というのは、少しでも条文に明文化して、大事というか配慮しようみたいな一文があっても良いのではないかと思います。確かに消火出来ないのかも知れないけれども、気持ちというか意気込みだけは、やはり明文化した方が良いのではないかと私は思います。</p> <p>会 長： 配慮という言葉を頂いたのですけれども、人間の手を加えて植えた物がきっかけなのかも知れませんが、種がどこからか飛んできて、外来種がどんどん増えて行くといった自然の摂理もあると思います。それは黙認しても良いのではないかと意見と、どのように守って行きますかという意見だと思います。強いものが生きるのか、やはり弱いものを守っていきましょうという事だと思います。この第1節の景観・自然遺産というのは、良いものを守って行きましょうという事が根本的な考え方ですので、その中に植物も追加しようという事があります。植物となると我々が分からない部分も沢山出てくるかも知れないですけども、どうでしょうか。</p> <p>H 委員： 登別にしか無い種というものはあるのでしょうか。そういったものですか、特定〇〇種といった、絶対に守っていかなければ駄目だというもの指定すれば良いと思います。多年草は勝手に増えて行くだろうし、一年草なら無くなればそれで終わりなので、守ろうとしても守られないだろうし。</p> <p>会 長： ちなみにミズバショウは、北海道とか国などで守ろうという植物なのでしょうか。</p> <p>D 委員： 希少種とか、そういうものではありませんね。</p> <p>会 長： 私たちが子供の頃なんかは、どこでも綺麗な場所にありましたけれど、最近は見なくなりましたよね。</p> <p>A 委員： 守るべき草花で絶滅危惧種的なものが何か、というような選別が難しいのだと思うのですけれども、お話をこれまで伺って行く中では、根本には、やはり失われる可能性のある、そういう希少価値のある在来種を守ろうという気持ちがベースに語り継がれて来たように思うのですが、先程ご意見があったように、どうしようもなくなっているものについて、本気で守ろうという事が無理だという状態が現実にあるとすれば、先程D委員がおっしゃっていたように、ここでは何が守られるべきかというのをどこかで明示し、時間を掛けてでも、</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>地区ごとというかエリアごとに見えて来ないと、中々市民も守るべきものなのかどうかの判断が難しくなるのではないかというように、お話を伺って感じたところであります。ただそういう意味では草花も守るべき対象のものは有ると思います。何がと言われると難しいですけど、有る事から考えれば、やはり文面に残すべき事なのではないかと思いました。</p> <p>会 長： 今のお話では、区域内の全てのものではないという事ですね。</p> <p>C 委員： ここに載せるのは難しいですね。こういう草を取るのだけという届出なんて出来ないですよ。何か先程は同じ文章内に入れられるのかなと思ったんですけども無理ですよ。何かそのような場所でこういう事をする人の義務というかそんな事ですよ。保護すべき草花についてはどうのこうのという事になるのだから、ここに入れるのは難しいですね。</p> <p>H 委員： 知っている人は、それを採ったら駄目だとか、貴重なものだから保護してあげなければ駄目だとか注意出来るでしょう。しかし、その他の人の事を考えるとどういった形であれ、載せておいた方が良いと思います。</p> <p>C 委員： 届出をした時に、そのエリアに建物を建てるのであれば、こういう草花を保護するように注意するといった事ですよ。やはり長い時間をかけて、在来種や守らなければならない貴重な草花も整理しなければ駄目ですね。</p> <p>H 委員： 特定しなくても、その都度その都度こんなに登別にあったのだと見つかるかも知れないですね。</p> <p>C 委員： 新しいものが見つかるかも知れないですね。</p> <p>会 長： それぞれの区域によって違う植物があり、ここの区域のこういう植物が今無くなるようにしているのが大切にしましょうとか、その区域ごとに色々出てくるという事もあるかも知れないので、第7号、その他規則で定める行為の部分で、括弧書き等で区域ごとに整理した方が良いでしょうか。</p> <p>事務局： 第14条、保全・育成プランの策定の部分で、景観・自然遺産を保全又は育成する為の実施計画を策定しなければならない、となっております。やはり自然遺産ごとによって違うのかなとも考えられますので、そのプランの中で、それに応じた計画を立てて守って行かなければならないという事だと思います。この計画の中で、草花の保全について謳えないのかなとも思っています。</p> <p>会 長： 皆さん資料をお持ちですか。第2節 保全・育成の為の措置の中の、第14条 保全・育成プランの策定という部分ですが、ここは何か変わりましたでしょうか。</p> <p>C 委員： 第2項の作成という文言を策定に直しただけですので、あとは変わっていないと思います。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会 長： この中に、今言われた事が入り込めば良いのではないかという事ですね。</p> <p>D 委員： それは保全等の措置の第17条第1号から第5号にプラスして入れるという事ですか。</p> <p>会 長： このプランの中に入れるという事だったのですけれども、第17条の文面にも入れるというご意見でよろしいでしょうか。ここでいうと第3項の保護樹の保全に関連するのでしょうか。絶滅危惧種の草花とでも整理すれば良いのでしょうか。</p> <p>D 委員： 絶滅危惧種だけではないのですね。普通種もあって成り立つのですよ。みんな繋がり合って成り立つのです。難しいのです自然というものは。</p> <p>会 長： 文面にきちんと明記するのか、それともプランの中を含めるという事にするのか。</p> <p>D 委員： 第17条に入れた方が良いでしょうか。</p> <p>B 委員： 第17条は、それぞれ関連する部分に移りますよ。第1号の景観・自然遺産の保全又は育成であれば、第10条の景観・自然遺産の指定の部分に移るし、第3号の保護樹の保全であれば、第13条の保護樹の指定の部分に移ります。</p> <p>会 長： 第17条は、それぞれに移行されたわけですね。</p> <p>C 委員： 在来種の保全とか育成という言葉はどこかに入っていましたか。</p> <p>事務局： それはまだ課題として残っていますよね。</p> <p>C 委員： 保護樹とありますから、在来種の保護・保全とかという文言があれば、特にこういうところと言わなくて良いですよ。</p> <p>D 委員： 検討を延ばしていましたよね。</p> <p>B 委員： まだ順番が来ていないだけです。</p> <p>C 委員： 条文ではこの後に出てくるのですか。素案では出て来ないですね。</p> <p>B 委員： そうですね。おそらく一番最後になるのではないのでしょうか。そういう外来種や在来種に関する検討になると。本日もらった資料の最後に出ていませんか。</p> <p>C 委員： ありますね。一番最後のところに。</p> <p>B 委員： まだ順番が来ていないという事です。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会 長： いずれにせよ、草花もしっかり保全していかなければいけないという事ですね。一番最後に在来種・外来種の話が出て来ますので、後はどこに入れるかという事ですよ。</p> <p>A 委員： 事務局が調べられる範囲で宜しいのですが、他のまちが木竹としか表現していない時に、草花に対してどういった判断を持っていたのかが分かれば、参考にはなるかと思えます。多分同じようなイメージは持っていたとは思いますが。ただ木竹が全ての植物を代表しているとは思えないですよ。もし他のまちの中でも話題になっており、草花が入っていない理由があれば参考になると思えます。</p> <p>事 務 局： その辺は分かる範囲で調べておきます。</p> <p>会 長： 難しい部分もあるという事も配慮しながら、しかるべき部分に入れた方が良いでしょう。第25条はよろしいでしょうか。それでは、第26条の届出審査に入っていきます。リーダー会議修正案では第3項が追加になっています。読んでいきます。</p> <p>第26条 リーダー会議修正案 (届出審査)～第3項追加</p> <p>1 市長は、届出者に対して、別に定める届出審査基準に基づき審査した結果について、適合又は不適合の通知をしなければならない。</p> <p>2 市長は、規則で定める規模以上の行為等に対する審査には、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の審査基準を定めるときは、推進会議と協議し審議会の意見を聴かななければならない。</p> <p>どうでしょうか。ここは良いですね。それでは第26条は第3項の追加という事でよろしいでしょうか。第27条に進みます。</p> <p>第27条 助言、指導又は勧告という事で、青字で書いてありますが、皆さんから出された意見を読みます。</p> <p>・第27条から言うと、どのような場合でも勧告だけという事か。事業者等であれば企業イメージもあるので協力してもらえと思うが。条例によっては罰則規定は無いのか。</p> <p>という事です。第27条リーダー会議修正案としては変更なしという事でしたが、どんな話でしたでしょうか。B委員、どうでしょうか。</p> <p>C 委員： リーダー会議の修正案がないという事なので、それで良いのではないですか。私はこういう事はあまり詳しくないので、勧告だけというのは弱いような気もするのですけれども、これは仕方がない事だと思います。</p> <p>会 長： 後ほど、この条例の方向性の話が出てきます。その時に、またこの部分が出てくると思えます。第27条はこのままという事にしておきたいと思えます。それでは第2節に進みます。モデル地区等の区域内等での行為という事です。意見としては</p> <p>・基本的には市長に届けなければならないとなっている。モデル地区内に景観</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>を阻害していると認められるものがあつた場合は、整備や改善等、要請をすることができると書いてある。定める前からあるかもしれないので、このような文言になっているのでは。</p> <p>という意見を頂いておりました。リーダー会議意見という事で、</p> <p>※リーダー会議意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1項は、第11条モデル地区の指定の条文の中で対応（第11条の見直し必要）</li> <li>・モデル地区は、市民が主体となって良好な景観や緑化を重点的に進めていく地区であり、そこを核に広げていくべきものである。よって、土地所有者等の合意のもと、市民自らその地区の計画やルールをつくり市長に認定を求めるような制度としたほうが良い。</li> <li>・第2項については、モデル地区に限定しないほうが良い。</li> </ul> <p>となっていますので、</p> <p>リーダー会議修正案としては、それらの意見を反映し、第1項については第11条のモデル地区の指定のところを見直す事で対応し、第2項については、モデル地区内に限定しない方が良いという事でしたが、廃屋の事はどうだったでしょうか。</p> <p>B 委員： モデル地区内での廃屋だけではなくて、モデル地区以外の廃屋についても、その景観を著しく阻害するような場合には、素案にもありますように、所有者等に対し、整備・改善の措置を執るよう要請する事が出来るとした方が良いのではないかという事で、モデル地区内から外して、全体的に適応出来るようにした方が良いというのがリーダー会議での考えです。それは前回の会議の中で、皆さんから出た意見を踏まえてのリーダー会議での考えだった訳ですけども。</p> <p>会 長： 廃屋については区域内だけではなく、あちらこちらにありますので、それらについても対応出来たら良いですねという事です。どうでしょうか。</p> <p>B 委員： 4ページが一番最後の方に、リーダー会議修正案として載せてありますけれども、確認出来ますでしょうか。廃屋等の管理の要請という項目を新たに一つ設けております。そうする事によって、全体にこれが及ぼされてくるという事なのでですけども。</p> <p>D 委員： 良いと思います。</p> <p>会 長： よろしいでしょうか。第1項のリーダー会議修正案は、第11条のモデル地区の指定の見直しで対応するとしておりますが、どのような見直し内容だったでしょうか。</p> <p>B 委員： そうですね。まず素案で作られたモデル地区のイメージですよ。それと我々リーダー会議でイメージするモデル地区、この違いが若干あるのかなと思っております。リーダー会議でのイメージするモデル地区というのは、例えばある地域の地権者の皆さん方が、我々の住んでいる所を少し特徴のある景観に</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>したい、あるいは緑化活動を行い緑のゾーンを作りたい、そういった時に、その地権者の方々が、みんなでルールを作って、こういう計画でこういう景観にしよう、あるいはこういう緑を育てようという事で、推進会議の方に提案して、そして市長の方に申請になるのか提言になるのかは分かりませんが、市長の方からそれを認定してもらおうと。素案の方は指定という事になっており、市が主体のような感じになるのですけれども、リーダー会議修正案の方では、あくまでも主体は市民であって、市民がそういうモデル地区を認定してもらいたい時に市長が認定するというようなモデル地区のイメージなのですよね。その中で、この素案の第28条のモデル地区内における制限行為ですけれども、モデル地区内で行う行為というものは、地権者以外は考えづらいため、地権者が行う行為については、自分たちでルールを作ってモデル地区に認定してもらった訳なのだから、自分たちのルールの中でやって行く話ではないかという事があります。</p> <p>会 長： モデル地区の指定であったり認定というのは微妙な言葉の言い回しなのですが、先程、B委員が言われたように、住民自らが主体となるイメージであれば認定ではないかと思えます。</p> <p>B 委員： 素案が作られた時のイメージと若干違うかも知れませんが、その辺どうなのかとは思いますが。</p> <p>会 長： 役所でモデル地区を指定して、このようにやりなさいとなるのか、そうではなくて、住民自らがやるべきではないかという意見ですね。</p> <p>A 委員： 市民等が主体となってという文言でいくと、各種団体であるとか、そういう事にとっても興味のある方が、自分の居住地ではないけれども、申請をする事はあり得るという意味も含まれているという事で考えてもよろしいでしょうか。だとすれば関係者ですとか、まちを緑にするという事にすごく前向きな方々が自主的にするという事の方が自然だと思います。</p> <p>会 長： 下の部分も関連するので読みます。4ページの第11条、第28条リーダー会議修正案という事で、「モデル地区の認定等」としてしています。読んでみます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市長は、市民等が主体となって良好な景観形成や豊かなみどりづくりを重点的に進める地区を市民等の申請により、景観緑化モデル地区（以下、「モデル地区」という。）として、別に定める基準により認定することができる。</li> <li>2 市民等は、モデル地区の認定について推進会議と協議し、市長に申請することができる。</li> <li>3 市長は、モデル地区の認定をするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。</li> <li>4 市長は、第1項の基準を定めるときは、推進会議と協議し審議会の意見を聴かなければならない。</li> <li>5 市長は、モデル地区を認定したときは、公表しなければならない。</li> <li>6 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の認定を変更又は解除することができる。</li> </ol>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>7 市長は、モデル地区の認定を変更又は解除するときにも、第3項と第5項に定められた手続きをしなければならない。</p> <p>※認定条件として、モデル地区における推進計画やルールの方策、土地所有者等の同意が必要であると規定すれば良い。</p> <p>モデル地区の意味からすると指定ではなく認定である。素案からするとどうでしょうか。</p> <p>C 委員： この「等」というのが解除を含む事になるのではないかという事で、前回説明していましたよね。だから良いと思います。私は以前、認定があるのだから解除もあるだろうという事で、見出しを「モデル地区の認定及び解除」にしたらどうですかと言いました。それを「等」という言葉で置き換えられていますので、これで良いと思います。</p> <p>会 長： モデル地区という意味合いからすると指定ではなく、認定という事で書いてありますが、よろしいでしょうか。市民が主体的になって進めて行きましょうという事です。</p> <p>B 委員： 皆さんがリーダー会議修正案のモデル地区のイメージを共有出来ているのかという事と、それから素案で作られた時に、このモデル地区がもっと違った形態のものがひょっとしたらあったのではないかと。そうなるとその事は全く活かされていけませんので、その辺が知りたいなという気持ちはあります。</p> <p>A 委員： 以前、沢山の残すべきエリアなり地域を紹介して頂いたのですが、それがこういう仕組みになった時、つまり市民の申請により認定されるというシステムになった時に、どこか大事な部分が申請されなくなるという恐れはあるのでしょうか。気になるとすれば、その部分だけです。つまり推進会議でも、もう一つの新しく出来る審議会でも、そういう事が話題になってくるはずなのですが、そういう事での心配が無いのであれば、認定という基本的な考え方で進むべきと考えます。</p> <p>C 委員： 「景観法の制定・背景・概要」、について最初に事務局より説明を頂いたのですが、町のエリアを「景観地区」として赤い線で区切っていますよね。図面には指定等といった文言の記載はありませんが、この場合は指定した区域ですよ。</p> <p>事 務 局： そうですね、都市計画法に基づき「景観地区」として都市計画決定しますので、指定という事になります。</p> <p>C 委員： 今、A委員からお話が合った様に、認定にした場合、市民からの要望がない限りは「モデル地区」が作られない事になるのでしょうか。</p> <p>B 委員： 「認定」はそうですね。この「モデル地区」は「景観地区」をイメージして作られたのですか。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>C 委員： よく覚えてないのですが、素案を作成する時に出ていた意見としては、幌別東小学校の海側の道路沿いが非常に乱雑であるから、そういった事を解消するためには、その地域を「モデル地区」として取り組めば良いのではないかという意見が出ていたのです。もちろん今素晴らしい所があるから、更に良くするという意味もあったのですが、あの頃はそういうふうに観光都市として見苦しい所があるから、そういう所を「モデル地区」にして景観や緑を豊かにしていったらどうだろう、というような意見が出ていました。</p> <p>B 委員： それは、あくまでも市の方が主体となってお話でしょうか。</p> <p>C 委員： そうですね、そういうふうに私は考えておりました。現在、その地区は片付け作業を進めていますので、すごく良くなってきております。だから当時、我々が考えていたのと、今の状況では変わってきていますので、これから出来る条例は、「認定」という形で良いのかもしれないです。市民が要望しない限り認定はされない、というように考えれば消極的な感じもしますが、それでも良いのかという気持ちもあります。市民の方で盛り上がって行くのでしょから。</p> <p>A 委員： 多分、意識の高い方・関わりの深い方は既に、どの地域でどのようなまちづくりをしようかという発想をお持ちなのかなと思います。ただ「認定」というシステムになる以上は、それが万遍なく網羅されて、きちっと申請されて行く方向になれば良いのですが、不安材料の一つとしては、万が一そういう合意が無くて、申請がなかった場合、かえって動きが鈍くなる恐れもあるかなと思いました。ただこの条例の元々の狙いから言えば、市民自らという発想に立つという事の方が、大変望ましいと思っております。</p> <p>会 長： 基本的には、この「認定」という事で良いのではないかという事ですね。ただ危惧するところがあって、地権者全員の合意が取れなかったら、そこまで進まない事になるという事ですね。</p> <p>C 委員： ただエリアが広くなれば、この※印にあるようにルールの方策定はともかく、土地所有者が沢山いる場合は、土地所有者等の同意等とそこに住んでいる人の同意というのは、非常に難しい事になるかもしれないですね。でもこれで良いと思います。積極的に音頭を取る人がいて、そして市民を動かして行くという事で。</p> <p>B 委員： 地権者或いは住んでいる人々の同意が無いところで、物事を始めようとする、また、それはそれで問題が起きますよね。申請を出来るようにするには、例えば全部ではなくても、8割の同意があれば申請出来ます、といったような条件を加えれば、ある程度の申請は可能かなとは思いますが。後は、「認定」する時にどう判断するか、或いは説得活動をどうするのかという事になるのかなとは思いますがけれど。</p> <p>D 委員： ちょっとよろしいですか。例えば2項目に「市民等は」とありますので、私は1個人として「モデル地区」の認定をしたい、若しくは、ある地区を「モデ</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>ル地区」として認定したいと思った時に、私が個人的に推進会議と協議し、ここはこういうところだから市長に「モデル地区」として申請してよろしいですか、というお話をします。そして、推進会議でこの意見はイエスかノーか振り分けられると思います。仮に推進会議でノーと判断されれば、市長に話が上がっていないという事ですよね。その時に、地権者の同意は全く無視して協議して良いのかなと思ったのですが、地権者との接点は全て行政の方でやってくれるのですか。それとも推進会議でやってくれるのでしょうか。</p> <p>B 委員： 「モデル地区」のイメージを共有出来ているかどうか、というお話をさせて頂いたのですが、「モデル地区」は要するにこれから景観や緑化を創造して行く、そういう地区のイメージなのです。ですから、今あるところが景観として優れているから或いは貴重な自然が残っているから、そこを「モデル地区」に指定するという事ではなくて、これから造って行くところを発想しているのです。ですから、当然そういった事の実行に関しては、地権者のグループ或いはそういった活動をするグループというのがあって、それを持って推進会議の方と協議をする、そういうイメージの「モデル地区」なんです。</p> <p>A 委員： 望ましい形は、今お話になった事だと思いますけれど、地域の合意等を考えると、中々進みづらくなる事もあるかと思えます。だから、申請が地域エリア内の地権者、居住されている方々の合意と共に申請されれば、それはすんなり進むのでしょうか、D委員がおっしゃったように、是非ここは残して欲しいという事を、ここには住んでいないけど大切な自然であると言った時に、うまくそこに繋がって「認定」まで行けるのかという不安はやはり残るとい事です。先にお話した、大事だと思っている方々は凄く景観や緑に関して認識が高い皆さんだから、その方々が大事にしようと思っているところが出来ただけ「認定」されて行く事が、あまり難しい手続きでなくなるようにするのが大事な部分だと思っております。理想的にはここに書いてあるとおり、自分達の事は自分達で考えてやって行く事だと思います。折角、沢山の資料をお持ちの方たちが、そういう手続き上の部分で中々認定されないという辛い場面も出てくるかなと予想しています。</p> <p>事務局： やはりD委員のイメージは保全の意味合いが強いのと思います。堀本委員が先程おっしゃっていたように、この「モデル地区」というのを新しい発想で緑化推進したり景観を形成したりという事を自発的に行う地区と考えたら、そこにずれがあるように思います。ですからD委員の言うように、保全主体の考えとなると、また別な方法を考えなければならないと思います。例えば、緑地保全地区の指定とかそういった形の条文が必要になってくると思います。</p> <p>D 委員： 私は、今ある自然をイメージしてお話したのですが、B委員からの回答は違って、これから造るものだとおっしゃっていましたので、違いが良く分かりました。</p> <p>事務局： もし必要であれば、また別の方法というか、さっき言ったように緑地保全地</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>区の指定とか、そういった事で見落としている部分があれば、そういう指定も考えていかなければならないと思います。</p> <p>A 委員： 了解しました。「指定」の部分は別にあるので、この部分からすると「認定」となり、市民自らという意味が良く分かりました。</p> <p>会 長： まずはモデル地区の認定という部分は、市民が自主的に行動して新しく造って行くという事と捉えてよろしいですか。リーダー会議修正案でいいますと、市長は市民等が主体となって良好な景観形成や豊かなみどりづくりを重点的に進める地区を市民等の申請により、景観緑化モデル地区（以下、「モデル地区」という。）として、別に定める基準により認定する事が出来る、という事になります。よろしいでしょうか。最後にこの中で、廃屋等に関しては「モデル地区」の中だけではありませんという事で、別に条文を追加した方が良いでしょうという事で、新たな条文を追加しました。これもよろしいでしょうか。それでは、第29条（眺望ゾーンでの行為）に進みます。まず委員からは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・眺望の素晴らしいところに、国等が建物を建ててしまう時には、市長が協力要請できても、国の力が強く、眺望が阻害されてしまうという行為を回避できないのではないか。</li> <li>・第24条で、逆に市の方から協力要請するという条文にしてはどうかという意見があった。市が景観行政団体になった場合も国が優先されるのか。</li> <li>・眺望を阻害するものを国が建てるとなった場合、協議していくしかないのでは。</li> <li>・景観法（景観計画区域内で行う行為の届出）において、景観行政団体の長は、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとりべき措置について協議を求めることができる、とある。規制の厳しい景観地区においては、市町村長が規定に適合するものと認めるときは認定証を交付するとある。市が認定証を交付しなければ工事はできないという事。</li> </ul> <p>という意見が出ております。リーダー会議では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・眺望に影響を与える区域（眺望ゾーン）を設定するのは困難ではないか。</li> </ul> <p>という意見が出ましたので、第29条のリーダー会議修正案としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・何人も眺望ポイントの周辺において建築行為等を行うときは、その価値を尊重し、眺望ポイントから望む眺望景観を維持するように努めなければならない。</li> </ul> <p>とし、第12条の眺望ポイントの指定に移行しております。眺望ポイントと眺望ゾーンについての説明を、B委員よろしいでしょうか。</p> <p>B 委員： 眺望ポイントはそのポイントからある範囲を見た時に良好な景観であるとい</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>う自分の立ち位置である。一方、眺望ゾーンというのは、例えばある一定の額縁みたいな範囲で区切れるかどうか、恐らく立ち位置によってもずれたりしますし、何となく眺望ゾーンの範囲というものが捉えづらいと思います。</p> <p>会 長： 例えば、その人の背の高さであるとか、視野であるとか、見る角度であるとか、色々と人によって変わるので、ゾーンというのをどういう範囲とするのかは難しいと思います。</p> <p>A 委員： 周辺という言葉も幅のある言葉ですけど、ゾーンという限定が確実にありそうな表現よりは、一般的には理解しやすいと思います。</p> <p>会 長： 「周辺において」の表現はちょっとぼやつとしたものだと思います。ポイントとゾーンの違いについてイメージ出来ましたか。</p> <p>B 委員： どうイメージすれば良いのか。例えば、額縁的なものをイメージすれば良いのか。</p> <p>C 委員： 確かこれは、風景を見る人の場所の事を言っていたはずですが。例えば、オロフレ峠のお店があるところですけど、あのエリアはドライブしてきた人が一息ついてクッタラ湖や太平洋を見たりしますので、そういうエリアの事をゾーンと言ったと思うのです。見る人がここに立てば一番美しい風景が見えるという事を考えると、ポイントという言葉でも構わないと思います。ゾーンという事で、こっちで見てもあっちで見ても、という意味だったはずですが。峠等に行つて下界を見るというような感じの意味で解釈していました。</p> <p>B 委員： 広いポイントという事でしょうか。</p> <p>会 長： 素案でいいますと、眺望ポイントから眺望に影響を与える区域を眺望ゾーンとしています。</p> <p>C 委員： それで出て来たのが、幌別駅の西口から降りた道路でカムイヌプリを見ると、丁度交差点に大きな青い交通案内の看板があって、カムイヌプリの一部がその看板によって隠れるという事について、当時の委員長が写真を持って来られて説明されました。だから、そういうものは動かす事はできないけれども、そういう事に気を付ける事は必要だというお話はありました。</p> <p>B 委員： その場合は額縁ですよ。</p> <p>C 委員： カムイヌプリ全体を見るのに青い看板で一部が隠れてしまうという事です。</p> <p>B 委員： それは立ち位置ではなくて、やはり額縁の中の範囲という事ですね。</p> <p>C 委員： 立つ位置によっては、看板が邪魔になるので、そういうものはなくした方が良いのではないかという事です。だけど、あの交差点を過ぎてから見ればそう</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>いうものはありませんね。幌別駅から降りて、すぐ見た時には青い看板が邪魔になってしまうという事を写真で示されて説明を受けたという事です。そういうふうに考えるとポイントが良いのではないのでしょうか。そうすれば、立ち位置とそこから見える全体の風景というふうに、両方の意味で捉える事ができますよね。</p> <p>D 委員： 私は逆の意味に捉えてしまったのです。ポイントはあくまでもポイントだから、極端な言い方をすると真正面は良い景観だけど真後ろはひどい状態もあるのではないか。だから、ポイントとは何なのか良く分かりません。</p> <p>C 委員： それより広いゾーンの方がわかりやすいという事ですか。</p> <p>D 委員： そうですね。ゾーンの方がふわーっとしていて大雑把なイメージがあります。ポイントだったら、その場所を特定してしまう感じになるのかなと思います。私は自分の中で文章を咀嚼出来ていない部分もありますけど。</p> <p>会 長： 意味からすると、その場所から見るという事ですよね。ゾーンというのか周辺というのか。以前、D委員からどこかの山を散策した時にトイレが眺望ゾーンの中にあるのはいかがなものかというお話があったように記憶しています。それを考えると眺望ポイントの周辺に物がない方が良いという事かと思えます。</p> <p>D 委員： 神奈川県の実鶴町の資料を取り寄せたのですが、その中には、周りの良好な風景を建築物によって支配しない、とありまして表現としてはすごく曖昧でどうしても解釈出来るかなと思いました。あくまでも、眺望については人間の見る目を尊重しなければならないという事が書かれておりました。</p> <p>B 委員： ポイントにするかゾーンにするかですよ。</p> <p>C 委員： 私はポイントでも良いと思いますよ。</p> <p>H 委員： 景観だからゾーンの方が良いと思いますよ。一点じゃないので。</p> <p>会 長： 例えば、この場所からの眺めは良いですよと決める時に、どういうふうに決めますかね。ここから見る方角とかでしょうか。</p> <p>C 委員： 例えば、峠に立ったら端から端まで見ますよね。一点に絞りませんよね。左から右とか、四方を見渡しますよね。</p> <p>H 委員： 先程、立ち位置という言葉が出てきましたけど、その立ち位置がポイントという事ですよね。ポイントというのはあくまでも点ですからね。ゾーンといたらもっと幅の広いものですよね。どちらも景色の事を言っているのだから、ゾーンとかエリアとか自分の見える範囲の事を考えると、ポイントと言ってしまうと視野が狭くなると思います。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>A 委員： オロフレ峠のところを眺望ポイントだと表現した時に、事実上は今お話があったように広い駐車場を含めたあの場所全体という事になろうかと思います。景色を見るための良い場所は一般的にポイントと言うのだと思います。ゾーンと言うともっとずっと広くて、山を越えて更に先まで含まれる感じがしますので、ここで言うポイントの周辺は、場所自体はポイントだけど、かなり個人差がありまして広い意味で捉える事になるのではないかと思います。そういう意味ではポイントの周辺と言った方がわかりやすいのかなと思いました。</p> <p>F 委員： 素案に、(以下、「眺望ゾーン」という。)と書いてありますけど、それ以降の条文にも出てくるかなと思ってみましたら、第31条に出てくるので、この条文も変えなければならないという事でしょうか。</p> <p>C 委員： 何回もこの文言が出てくるのなら話は別でしょうが、その1箇所だけなら文言を繰り返してもよろしいのではないのでしょうか。</p> <p>事務局： 眺望ポイントの事は、第12条(眺望ポイントの指定)というところに出てきます。そこには、主要な場所を眺望ポイントとして指定する事が出来る、と定義されています。最初は景観・自然遺産を眺望する事が出来る場所のうち、という限定だったのですけれど、それ以外にも景色の良いところがあるだろうという事で、景観・自然遺産を見渡せるところに限らず、どこの場所でも見晴らしの良いところは眺望ポイントとして指定して良いのではないかという意見があって、素案は若干修正されています。修正案では、</p> <p style="padding-left: 40px;">市長は、良好な景観を眺望することができる場所のうち、主要な場所を眺望ポイントとして別に定める基準により指定することができる。</p> <p style="padding-left: 40px;">となっています。あくまでもこれは主要な場所という事であり、少し広い範囲で捉えても良いとは思いますが、ポイントという表現は、立ち位置というイメージが強いのかなと思います。</p> <p>D 委員： 立ち位置がポイントだという事は理解出来ました。</p> <p>会長： それでは、続いて第30条に入ります。</p> <p>B 委員： すいません、第29条リーダー会議修正案の右側の赤い字の部分が残っていますね。</p> <p>会長： そうですね、すいません。第29条リーダー会議修正案は</p> <p style="padding-left: 40px;">・第29条は、次のとおり変更し、第12条の眺望ポイントの指定に移行するという部分事ですね。</p> <p>B 委員： 眺望ゾーンでの行為という条文をなくして、このリーダー会議修正案の条文を第12条に追加するというのがリーダー会議の考え方です。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会 長： 第29条がなくなり、第12条（眺望ポイントの指定）に加えるという事ですね。</p> <p>B 委員： 行為の制限のところですので、眺望ポイントでの規則で定める行為を行うものは、その内容を届出なくても良いという事になりますよね。第29条がカットされますので。</p> <p>会 長： 素案の第29条では届出なくてはならないとなっていた事が、届出しなくても良いという事になっています。</p> <p>A 委員： 届けるとか届けないとかの問題ではなくて、景観維持に努めなければならないという事になったのですね。</p> <p>B 委員： 要するにリーダー会議の理解としては、眺望ゾーンと眺望ポイントが同一であるとは理解していませんので、眺望ゾーンというのは設定が難しいから眺望ゾーンそのものを無くしても良いのでないかという事だったのです。それでリーダー会議の修正案として第12条に移行するという案なのです。だから、これを残すとすれば、眺望ゾーンでの行為を眺望ポイントでの行為として、眺望ポイント内において規則で定める行為等を行う者は届出なければならない、という第29条をちょっと文言を変えて残すという事も考えられると思います。</p> <p>A 委員： 眺望ポイントの制限を努めるという範囲でかけた時に、それ以上のもの、届け出たらやっても良いというか、そこまで踏み込む必要がないと考えれば、第29条自体が無くても良いのではないかと考えます。</p> <p>会 長： 眺望ゾーンというのはすごく広いもので、その中でそういうものが出来たりした場合、制限出来ないというお話もあったと思います。</p> <p>B 委員： 眺望ゾーンがよく分からないという事だったと思います。ここは眺望ポイントで良い、というのが皆さんのご意見であり、意味もそういう事であるから、眺望ポイントをどこまで大事にするかという事ですね。より大事にして行くのであれば、届出して下さいという条文を残す形になると思います。何でも勝手にやって下さいという事であれば、届出は必要ないという話ですね。</p> <p>会 長： そういうお話になると、やはりゾーンの表現は難しいですね。どこからどこまでを眺望ゾーンに指定するのも難しいですね。</p> <p>B 委員： ですからゾーンはなくなったのです。要するに、額縁のお話ではなくて、見る場所のお話でありますから、見る場所において規則で定める行為を行う時に、届出が必要か必要でないか、という事です。</p> <p>E 委員： 第29条はいらないという事ですよね。削除するという事ですよね。</p> <p>B 委員： リーダー会議の中では、眺望ゾーンと眺望ポイントは同一のものではなくて、</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>眺望ゾーン自体を設定するのが難しいのではないかとという事で、眺望ゾーンは必要ないし、当然、第29条も必要がないという結論でした。ところが今、眺望ゾーンというのは眺望ポイントと同一のものであるという事ですので、そうなるとう眺望ポイント内で行う行為に対して届出が必要か必要でないか、という事を決めなければならないですね。眺望ポイントを狭い範囲ではなく、広い範囲でイメージしてもらえればと思います。</p> <p>A 委員： 眺望ポイントの周辺というのが、エリアだったりゾーンだったりというイメージですよ。</p> <p>F 委員： そもそも眺望ポイントを指定する意義はどういった事なのでしょう。眺めが良いので、その眺めを守りましょうという考えだと思うのですが、その眺望景観を維持するよう努めなければならない、という文言をはずしてしまっ、何をやっても良いですよとなれば、眺望ポイントを指定する意義というのは、ここは眺めが良いですよとガイドブックに載るような程度の意味しか持たなくなるような気がします。この辺のところは、どういった感じになるのでしょうか。</p> <p>D 委員： 私も眺望ゾーンを設定するのは困難だと思いますが、仮にこの第29条がなくなった時にどうなるのか、という事を考えていました。</p> <p>A 委員： 今、変更の案にあった第29条の眺望ポイントから望む眺望景観を維持するよう努める、という事をセットで考えると、眺望景観を維持するというものすごく広い土地を全部維持するという事になって、だからこそ努めなければならない、という表現でしか収められないとすると、仮に届出制にしたとしても、ものすごく広いところに対しての届出になるのだらうと思うと、難しい面が条例上あると思います。それこそ、眺望景観を維持する範囲はどこまでかという事がとても難しいように思いました。</p> <p>H 委員： あくまでも人が見てみともないものがあつたらという事で、見えない範囲まで広げる事はなくて、そこに立って自分の目で見て、そこに廃屋がある、そこに廃棄物の山がある、あくまでも景観ですから自分の視界の範囲内で考えれば良い事ではないかと思ひます。</p> <p>A 委員： 同じように思ひますけど、規則で定める行為を行う者が届出をするというところに係ると、ここだったら駄目だけどそこだったら良いとか、もうちょっとそっちだったら良いとかになると、届出自体の仕組みが出来るのかなという感じがするのですよね。だからこそ何か言葉で、維持するよう努めなければならない、と呼びかけるぐらいが最大限の事なのかなと思つたところですよ。</p> <p>F 委員： 眺望ポイントから立って見た時に、この眺め綺麗だなと思つているのですが、工事が始まつたとかあの建物は景観を壊しそうだなど見た時に、あそこは実は隣の市や町だという事もありますよね。隣の市や町の行為まで制限出来るものではないですよ。やはり、努めなければならないという曖昧な表現が</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>良いのでしょうかね。</p> <p>D 委員： 基準は人間の目ですよね。例えば、フンベ山の上に立って眺めた時にホテルふる川の建物が見えますが、全然眺望の邪魔にはなりません。それは、私は邪魔にならないけど、他の人には邪魔になっているかもしれません。それが個々の見方の違いだと思います。誰もが不愉快に思うような景色や建築物はやはりおかしいですよね。どこかでそういう文言を載せたいと思います。確かに強い拘束力は表現出来ないと思いますけど。</p> <p>H 委員： 例えば眺望ゾーンの中に廃棄物のようなものを積み上げられて法的にどうしようも出来ない場合が出てくると思うのです。その場合、登別市はどう対処するかですよね。だから、少し歯止めをかける何かがあった方が良く思うのですよ。ですからこの第29条を全くなくしてしまわないで、行政の方で何か出来るよう残しておきたいと思いましたが、どうでしょうか。</p> <p>事務局： 先程の廃屋等の管理の要請という事で、モデル地区に限定しないで抜き出して条文にするとした場合、例えば今の例も眺望ポイントからの景観を廃屋等が阻害している場合は、整備・改善等の措置を執るよう要請する事が出来るというような捉え方が出来ると思います。広く捉えると先ほどの廃屋等の管理の要請という項目に該当すると思います。廃屋、屋外広告物、空き地及び堆積物等が、景観を阻害していると認めるときはと謳っていますので。</p> <p>C 委員： 商店街等は仕方がないのではないのでしょうか。</p> <p>H 委員： そんな中でも結構規制はありますよね。看板なんかは特に。</p> <p>会長： 注意はすると思うんですよね。高さの制限とかもあるし、道路に出るとか出ないとかも。</p> <p>D 委員： ここの意見等のところには、第29条をなくす事を懸念する意見もありますよね。私もそうなのですが、まだなくすと完全に決まったわけではないですよね。</p> <p>H 委員： やっぱり残しておくべきだと私も思います。例えば眺望ポイントに好ましくない何かを建築されてしまった場合でも、届け出なければならぬとしておけば必ず後で違反して事になると思います。</p> <p>B 委員： と言うより、話は出来ますよね。この場所は大事な所だからとか。</p> <p>H 委員： 定めておいて悪くはないと思います。知らないで作ってしまって違反した人がいたとしても、それは相手が悪い事ですので。</p> <p>B 委員： この第12条に移すというリーダー会議の修正案は、読んで頂ければわかると思いますけど、何人も眺望ポイントの周辺となっていますよね。ですから周</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>辺の話をしているわけなのですよ。ここで私が聞きたいのは、第29条に関して素案では眺望ゾーンでの行為となっているわけですが、この眺望ゾーンが眺望ポイントであったという事ですよ。眺望ポイント内での規則で定める行為を行う時に、届出が必要なか必要でないのか、それを私が問題提起しているのですよね。眺望ポイント周辺の話と眺望ポイントそのものの話は別です。</p> <p>A 委員： 問題はゾーンという区域を指定する事が現実的に難しいという事と、逆に言えば新しくなった第29条でも眺望ポイントの周辺という言葉を使わざるを得ない、曖昧な範囲の区域を言うしかないという事が現実的なので、そういう意味で行けばもしこの第29条をやはり歯止めとして残すのであれば、眺望ポイント及びその周辺において、という事での届出の必要性を求める部分を残してはどうかと思います。</p> <p>H 委員： ちょっとすいません。眺望ゾーンのゾーンというのは視界であり、何回も言うようですが、これはあくまでも景観の条例ですから、目に見える範囲内の事であり、ものすごく広いわけじゃないですよ。</p> <p>E 委員： ここで言っているのは、眺望ポイントと眺望ポイント周辺の事を言っているのですよね。ですからこの第29条のこの条文は生かした方が良いでしょう。第12条に移行したら第12条自体がポイントの指定でなくなってしまう。周辺も入ってくる事になります。そういう解釈になると思います。</p> <p>C 委員： 届出という言葉が入るか入らないかですよ。歯止めが必要だとすれば、努力よりは届出の方が良さそうですし。それでこの第29条が生きてくると思います。</p> <p>F 委員： 届出というからには、審査もあるのですよね。</p> <p>C 委員： 届け出て計画や内容を見て判断すると思います。</p> <p>I 委員： 届出をしたら必ずそれが良いかどうか決めますね。駄目だという場合もありますね。</p> <p>C 委員： 駄目とまではいかななくても、指導・勧告というのがありますね。</p> <p>会 長： 第12条に移行しないで、このまま第29条は生かすべきという事でしょうか。ポイントやゾーンといった整理は必要でしょうか。</p> <p>A 委員： 眺望ポイントと眺望ポイントの周辺、という辺りの言葉を押さえないと、例えば、眺望ポイント内に何か建てても良いであるとか、眺望ポイントの周辺についてはこうであるとか規定しなければならないと思います。リーダー会議の修正案だけで行きますと、眺望ポイントの周辺に建物を建てるな、という事になりますけど、今押さえたのは、ポイントは立ち位置のところ、あとはその</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>周辺をエリアと言うかそれともゾーンと言うか、意見の方は色々と分かれているのですが、言葉を限定して眺望ポイントという言葉と眺望ポイントの周辺という言葉も押さえるとしたら、そこをきっちり押さえて言葉を入れないと、また何か誤解が生まれるかと思いました。</p> <p>I 委員： 規則で定める行為を行うというのと建築行為等を行うというのは、明らかに違うと思います。どこまでが建築行為等と言うのかという問題もあると思います。</p> <p>会 長： 皆様のご意見として、第29条は残しましょう、という事でよろしいでしょうか。</p> <p>B 委員： ポイントの周辺も届け出にするのですか。となると周辺の定義も必要になると思います。</p> <p>I 委員： 第29条では影響を与える区域となっているので、かなり厳しい事を謳っていますよね。</p> <p>事務局： 具体例を何かイメージしないとわかりづらいですね。眺望ゾーンというとは広角で、視野に入る全てのところで行う建築等の行為について、全て届出なければならなかったら、これは現実的ではないのかなと単純に思います。</p> <p>B 委員： 第29条を残すにしても、どういう文章で残すかという事を皆さんに聞きたいですね。</p> <p>会 長： 今日の会議で確認した事は、眺望ゾーンではなくて、眺望ポイントとその周辺であるという事です。それと届け出しなければいけないって事です。</p> <p>C 委員： 素案の第29条の言葉ですけども、眺望ポイントから眺望に影響を与える区域内、という言葉を使っているのです。ですからものすごく広い範囲ですよ。こういうふうに行けばゾーンという言葉は必要ないかと思えますね。</p> <p>B 委員： リーダー会議ではこの区域がわからないという事で随分と悩みました。</p> <p>H 委員： 単純な事で、視界内にみっともないものがあつたら駄目なのです。</p> <p>C 委員： 話は変わりますが、洞爺湖のウィンザーホテルも自然の中にあのようなものを建ててどうかと思いましたけど、時間が経てばきちんと景観の一部になっていますよね。あれは、変な色でもないし変な建物でもないですね。</p> <p>会 長： 時間がかなり経過しましたので、本日はこの辺までとして、次回の会議につきましては、議事録をまとめ、リーダー会議を開いてから、ご案内したいと思います。今日は貴重なご意見を頂き誠にありがとうございました。それでは長時間に渡りお疲れさまです。今日の会議はこれで終了いたします。</p>
-----------------------	---

